

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料を納付書のとおり納付したにもかかわらず、申立期間は未納とされている。納付書が送られてきたら保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月間と比較的短期間であり、申立人は昭和37年6月から45年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間において申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人の国民年金加入手続は昭和43年3月頃に行われ、37年6月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられるところ、同手続後、遡って納付することが可能であった41年4月から43年3月までの保険料については順次過年度納付されていることから、申立人は未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、上記過年度納付した期間以前の申立期間を含む昭和37年6月から41年3月までの46か月間を納付対象期間として、第1回特例納付制度実施期間中の45年8月に当該期間の保険料4,600円を納付したとする納付書・領収証書を所持している。当該制度を利用して納付する場合の保険料月額450円で算出する必要があったことから、当該期間の保険料は、2万700円となり、4,600円では1万6,100円が不足することとなるが、申立人が納付した4,600円は、納付対象期間当時の保険料月額100円で算出した場合の金額と一致しているため、当時、行政が誤った保険料月額で算出したことにより保険料に不足が生じることとなったものであり、申立人は納付対象期間の保険料

全てを納付する意思を有していたものと考えられる。

加えて、申立人は上記納付書・領収証書(4,600円)とは別の2枚の納付書・領収証書を所持しており、昭和46年1月及び同年4月の2回にわたり5,000円ずつを保険料として納付していることが確認できるところ、i)上記納付時期も第1回特例納付期間中であったこと、ii)これら2枚の納付書・領収証書には、納付期間の記載が無いこと、iii)保険料5,000円は、第1回特例納付により納付した場合の保険料月額である450円で計算すると端数が生じることを踏まえると、これら2枚の納付書・領収証書は、申立期間を含む37年6月から41年3月までの保険料が納付済みとなるよう、不足が生じた1万6,100円を補うために、分割で発行された納付書・領収証書の一部であると考えられることから、不足額を満たすために必要となる残り6,100円相当額の納付書・領収証書も発行されていたと推認される。このことから、未納期間の解消に努めていた申立人が、第1回特例納付終了時(47年6月)までに、当該納付書・領収証書により保険料を納付し、申立期間を含む37年6月から41年3月までの全ての保険料を特例納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私は、申立期間は家業を手伝っており、町内会で強制的に20歳から国民年金に加入させられていたため、父親が加入手続を行ってくれたと思うが、婚姻後に国民年金に加入したとされている。保険料については、家族の保険料をまとめて町内会に納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする父親は、国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人は、20歳に達した昭和45年*月に父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿の年金手帳の発行欄によると、申立人の国民年金手帳記号番号は48年9月頃に払い出され、同時期に国民年金手帳が交付されたこととされているため、この頃に申立人に係る加入手続は行われたものとみられる。この加入手続において、申立人に係る被保険者資格を20歳に達した45年*月まで遡って取得する処理が行われたとみられ、当該手続時期を基準とすると、申立期間のうち、46年7月から48年3月までの保険料については時効成立前であり、この時期において過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人と昭和48年3月に婚姻し、婿養子として家業に従事してい

たとする元夫については、同年4月頃に国民年金の加入手続が行われ、同年3月に遡って被保険者資格を取得（同年2月以前は厚生年金保険被保険者。）しており、この遡って取得した期間の保険料については、同年9月に過年度納付されていることが確認できるどころ、申立人と同じ年度に国民年金に加入した元夫の保険料が上記の申立人の加入手続が行われた時期に過年度納付されていることを勘案すると、納付意識の高かった父親が申立人の上記過年度納付することが可能であった期間の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年1月から46年6月までの保険料については、既に国民年金保険料の時効である2年を経過しているため、過年度納付することはできなかつたものとみられる。

また、申立期間の国民年金の加入手続を行ってくれたとする父親は既に亡くなっているため、当時の加入手続についての詳細は不明であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、上記の加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、申立期間の保険料を町内会に現年度納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和45年1月から46年6月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月から平成元年3月まで
② 平成元年9月から2年3月まで

会社を退職（昭和62年7月）後、間もなくして同居していた男性が私の国民年金の加入手続をA町役場で行ってくれた。申立期間①は未納とされ、申立期間②は免除の手続を行った覚えは無いのに免除期間とされている。申立期間①及び②の保険料は、毎月納付書か口座振替で同町役場又は農業協同組合で納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において申立期間①及び申請免除期間である申立期間②を除き保険料は全て納付済みである（第3号被保険者期間を除く。）ことから、保険料の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人は、会社を退職（昭和62年7月）後、間もなくして同居していた男性が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとしているところ、国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年10月頃に払い出されていることから、この頃に申立人の加入手続が行われたとみられ、この加入手続において、国民年金被保険者資格を厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和62年7月16日に遡って取得していることが確認できる。これらのことから、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の主張とは異なるものの、申立期間①の保険料については、2年の時効が成立しておらず、過年度納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録によると、上記加入手続時期において時効間際であ

った昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料が過年度納付され、申立期間①直前の 63 年 9 月から同年 11 月までの保険料も過年度納付されていることから、これらの保険料と同様に過年度納付することが可能であり、4 か月と短期間であった申立期間①について、納付意識の高かった申立人が保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、免除の手続を行った覚えは無く、保険料を毎月 A 町役場又は農業協同組合で納付したとしているものの、オンライン記録によると、保険料の免除は、申請のあった日の属する月の前月からとされているところ、申立期間②に係る免除申請は平成元年 10 月 25 日に行われており、申立期間②直前の同年 4 月から同年 8 月までの保険料が同年 12 月 22 日に納付されていることから、この事務処理に不自然さは見当たらない上、同町の被保険者台帳においても、オンライン記録同様、申請免除期間とされており、申立人に対し納付書が作成されることは無く、申立人が申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続時期については覚えていないが、加入手続後、妻が私と自身の分の国民年金保険料と一緒に納めてくれたと思う。私は、妻から私の保険料のことだったと思うが、遡って保険料を納付するのに3万円ぐらい必要だという相談を受けたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年度の国民年金保険料を現年度納付した後、60歳到達の前月となる平成15年*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料を納付したとする妻の納付記録を見ると、昭和44年4月から60歳到達時の前月の平成6年*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、妻の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和52年1月頃にA市B区で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である38年*月*日（平成19年12月11日に厚生年金保険被保険者期間と重複加入が判明したため、昭和38年*月*日から同年5月1日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、49年10月から51年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、昭和54年1月から同年3月までの保

険料が過年度納付されていることが確認できるほか、申立期間直後の51年4月から同年12月までの保険料が遡って現年度納付されており、この期間の現年度保険料（1万2,600円）及び前述の申立期間のうち、49年10月から51年3月までの過年度納付することが可能であった保険料（1万9,200円）を納付した場合の保険料額（3万1,800円）は、妻が納付したとする金額（3万円ぐらい）と近似している。このことから、納付意識の高かった妻が上記の現年度保険料と併せて、申立期間のうち、49年10月から51年3月までの保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和41年10月から49年9月までは時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和41年10月から49年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで
② 昭和62年12月

私は、昭和51年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。53年9月までの保険料は、送付された納付書のとおり納付していたので、申立期間①の保険料は納付済みのはずである。また、申立期間②については、会社退職後の62年12月頃にB市C区役所か社会保険事務所(当時)で国民年金への切替手続きを行い、後日、送付された納付書のとおり保険料を納付した。納付金額、納付場所等は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、会社退職後の昭和62年12月頃にB市C区役所か社会保険事務所で国民年金への切替手続きを行い、後日、送付された納付書により申立期間②の国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年12月13日に第1号被保険者資格を再取得したこと、及び同年12月14日にA市からB市C区に住所変更手続きしたことが確認できることから、その頃に申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったものとみられる。このため、この住所変更手続き時期を基準とすると、申立人は、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、B市では、申立期間②当時、納付書を発行して国民年金保険料を徴収していたとしており、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。このため、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月28日にA市で払い出されており、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って51年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入しておらず、申立期間①の国民年金保険料を納付することができなかったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年8月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録を、6年10月は32万円、同年11月から7年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年7月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額（20万円）が、実際にもらっていた給料の額（31万4,550円から44万7,450円まで）より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年8月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、5年8月及び同年9月は32万円と記録されていたところ、同年10月18日付けで、同年8月1日に遡って20万円に減額訂正されるとともに、当初、32万円と記録されていた同年10月1日の定時決定が取り消され、その後、同額（20万円）で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における同僚15人のうち、14人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成5年10月18日付けで同年8月1日に遡って減額訂正されるとともに、同年10月1日の定時決定が取り消されていることが確認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時、経営が悪化し、厚生年金保険料を延滞金も含めて滞納していたことから、社会保険事務所職員の提案により、従業員全員の標準報酬月額を引き下げた。」と証言している。

また、滞納処分票により、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年10月18日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、申立人について同年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年8月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年10月1日から7年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、6年10月1日の定時決定処理において20万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、当該期間において、31万4,550円から43万1,150円までの給与を支給され、平成6年10月は32万円、同年11月から7年7月までは28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成6年10月は32万円、同年11月から7年7月までは28万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の標準報酬月額について誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、B共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和37年7月1日、資格喪失に係る記録を38年3月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万9,303円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から38年3月1日まで

私は、昭和37年7月1日から38年3月1日までA事業所に勤務していたが、共済組合の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、共済組合の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出されたA事業所の職員録、同僚の証言及び厚生労働省から提出された人事記録から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に職員として勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、A事業所の職員は全員B共済組合の組合員であった旨証言しているところ、同共済組合の記録により、前記の職員録に記載されている同僚は、いずれも同共済組合員であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB共済組合の組合員であったことが認められる。

したがって、申立人がB共済組合員であったと認められる期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の同共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和37年7月1日、資格喪失日に係る記録を38年3月1日に訂正することが必要

である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に職員として採用された同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、8万9,303円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和56年9月16日）及び資格取得日（同年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月20日から同年9月1日まで
② 昭和56年9月16日から同年10月1日まで

私は、支店間異動やグループ会社に異動はあったが、昭和19年10月1日から57年10月15日まで継続してB社グループに勤務した。しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、同社及びそのグループ会社のA社に継続して勤務し（昭和50年8月20日にB社C支店からA社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和50年9月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者原票では、A社において昭和50年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、56年9月16日に同資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年9月の被保険者記録が無い。

しかし、オンライン記録により、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人が当該期間において継続して勤務し、職種に変更は無かった旨証言していることから、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、いずれも当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和56年10月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7058

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、平成14年7月は20万円、15年4月から同年7月までの期間は19万円、同年8月は18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から12年6月まで
② 平成14年7月から17年6月まで

申立期間①及び②について、実際は35万円から40万円の給与をもらっていたが、A社が私に相談無く標準報酬月額を下げているので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社は、「当時は経営状況が厳しかったので、本人にも説明した上で、事業主負担分も含めた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたが、退職後に申立人から抗議されたため、社長が自己資金で事業主負担分を申立人に返還している。」と回答している。

また、申立人から提出された給料明細、返金計算書、A社との確約書及び預金通帳により、当該期間の給与から控除された厚生年金保険料の2分の1に相当する額（事業主負担分）について、事業主から申立人に返金されていることがうかがえる。

申立期間②のうち、平成14年7月及び15年4月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給料明細によると、記載されている給与の支給金額及び上記の保険料の一部返金後の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、いずれも当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細において確認できる保険料控除額の2分の1の額から、平成14年7月は20万円、15年4月から同年7月までの期間は19万円、給料明細において確認できる支給金額から、同年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細において確認できる支給金額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの給与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成14年8月から15年3月までの期間及び同年9月から17年6月までの期間については、申立人から提出された給料明細において確認できる保険料控除額の2分の1の額に相当する標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①について、A社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないが、申立人が60歳になったので、高年齢雇用継続給付を受けるために賃金を引き下げた。」と回答している。

また、雇用保険の受給記録によると、申立人は当該期間当時、高年齢雇用継続基本給付金を受給しており、当該受給記録における支払賃金額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間直後の平成12年7月1日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得しているが、当該資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録の当該期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月14日から同年8月1日まで
② 昭和49年9月6日から同年10月1日まで
③ 昭和50年8月31日から同年9月1日まで

私は、B事業所に昭和49年3月4日から同年7月31日まで、A社に同年9月6日から50年8月31日まで勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和50年8月31日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の

保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された給料明細により、申立人は、入社月の昭和49年3月分及び退社月の同年7月分のいずれの給与からも厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のB事業所における離職日は、昭和49年7月13日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

また、B事業所は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

さらに、厚生年金保険法第19条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和49年7月分の厚生年金保険料を事業主により同年7月分の給与から控除されていることが確認できるが、当該期間については、申立人がB事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書から判断すると、入社日は特定できないが、申立人が昭和49年9月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記給料支払明細書により、申立人は、当該給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が昭和49年10月1日を申立人の資格取得日として届け出ていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月20日から同年9月1日まで

私は、昭和30年から34年まで、継続してB社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（B社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、申立人と同時期にB社からA社に異動した複数の同僚のうち、一人が「B社からA社に異動したのは、昭和32年5月か6月だった。」と証言していることから、申立期間については、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和32年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、i) 同社は、法人事業所であったこと、ii) 同社の厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得している同僚7人のB社での

資格喪失日は、申立人と同様に同年5月20日で、このうち同社の総務においてA社の仕事をしていたとする同僚は、「A社の従業員は少なくとも5人以上いた。」と証言していることから判断すると、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7061

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は128万円、申立期間②は115万1,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成17年6月30日

申立期間①及び②において、A社から賞与の支給があったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された役員賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、役員賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は128万円、申立期間②は115万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（8万3,000円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を8万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月9日

申立期間についてA社から賞与が支給されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。事業主が保管している賃金台帳により、申立期間の厚生年金保険料が、賞与から控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年賃金台帳一覧により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金に係る平成15年8月18日付け確認済みの厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書によると、申立人の申立期間の標準賞与額は、8万3,000円と記録されていることが確認できるところ、同社の事務担当者は、「当時の賞与支払届は複写式の用紙を使用していた。」と証言していることから、同社は申立期間当時、同基金に提出したものと同一内容の賞与支払届を社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（8万3,000円）であったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、平成15年8月から16年8月までは28万円、同年9月から19年8月までは30万円、同年9月から20年8月までは32万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の15年8月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から20年8月までは12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、15年8月から16年9月までは14万2,000円、同年10月から18年8月までは17万円、同年9月から20年8月までは16万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年8月から16年9月までは14万2,000円、同年10月から18年8月までは17万円、同年9月から20年8月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から同年8月1日まで
② 平成15年8月から20年8月まで

申立期間①について、私は、平成15年6月にA社に入社し、同年7月の

給与から厚生年金保険料を控除されているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私の標準報酬月額記録が、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していたので、A社に確認したところ、記録が訂正されたが、当該期間については、年金の受給金額に反映されない記録となっているので、訂正後の標準報酬月額を受給金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿及び申立人から提出された給与支払明細により、申立人は、少なくとも当該期間前の平成15年6月当時から同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記の所得税源泉徴収簿により確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日と同日（平成15年8月1日）と記録されており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所が、いずれも誤って同日を資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格取得日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成15年8月、同年10月、16年1月から同年8月までの期間、16年10月から17年2月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、18年4月から19年11月までの期間及び20年4月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細及びA社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において事業主から訂正の届出が出される前の標準報酬月額より高額な給与額を支給され、当該標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支払明細において確認できる保険料控除額から、平成15年8月、同年10月及び16年1月から同年8月までの期間は14万2,000円、同年10月から17年2月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月及び18年4月から同年8月までの期間は17万円、同年9月から19年11月までの期間及び20年4月から同年8月までの期間は16万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成15年9月、同年11月、同年12月、17年3月、同年7月、同年10月から18年3月までの期間及び19年12月から20年3月までの期間については、当該期間の前後の期間に係る給与支払明細において確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断して、申立人は、当該期間においても前後の期間と同額の標準報酬月額（15年9月、同年11月及び同年12月は14万2,000円、17年3月、同年7月及び同年10月から18年3月までの期間は17万円、19年12月から20年3月までの期間は16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間②のうち、平成16年9月については、上記の給与支払明細において確認できる前後の月（同年8月及び同年10月）の厚生年金保険料控除額が相違しているものの、A社から提出された所得税源泉徴収簿において確認できる同年9月の社会保険料等の控除額は、前月（同年8月）と同額であることがうかがえることから、申立人は、当該期間において前月と同額の標準報酬月額(14万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社し、平成23年3月に退職するまで継続して勤務したので、同社本社から同社B支店に転勤した際の年金記録に空白期間があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年2月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間に係る社会保険事務所（当時）への届出及び厚生年金保険料の納付については資料が残っておらず分からない。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月9日から34年2月3日まで
② 昭和34年1月1日から35年5月25日まで

日本年金機構から確認はがきが届いた時、初めてA事業所及びB事業所の期間が脱退手当金の支給期間であることが分かった。

私は、A事業所を退職した時、年金に関する説明を受けたこと及び脱退手当金を受給したことを覚えていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある最初に勤務した事業所の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間と当該未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理され、管轄社会保険事務所（当時）も同一であるにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の支給要件である24か月に満たない16か月であり、当該最終事業所の被保険者期間単独では受給権が発生しないことから、代理請求の可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間当時は短大生だったが、父親か母親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が納めてくれていた。父親は日頃から年金は1か月たりとも空けてはいけないと言っていたので、兄についても学生の時に父親か母親が国民年金の加入手続きを行い、兄の学生時の保険料も父親が納めていたと思う。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親及び母親は既に亡くなっているため、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時短大生であった申立人は、国民年金に加入する義務のない任意加入対象者であったところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金加入手続きは昭和53年4月頃に行われたものとみられ、申立人が初めて被保険者資格を取得した日は、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月1日とされている。このため、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、兄についても学生時に父親又は母親が国民年金の加入手続きを行い、父親が兄の学生時における保険料を納めていたと思うとしている。

しかし、兄の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況から、兄の国民年金加入手続は、大学卒業後の昭和 51 年 6 月頃に初めて行われたものとみられ、兄の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、強制加入被保険者として 50 年 4 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人同様、兄も任意加入対象者であった学生時は国民年金に未加入とされている。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から59年3月まで

私は、開業した昭和55年8月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、妻が自宅に集金に来ていた銀行員に夫婦二人分を一緒に納付したはずである。妻の保険料は納付済みとされているのに私の保険料は納付済みとされていないことは納付できない。申立期間の保険料を納付したことを示す確定申告書（控）を所持しているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、開業した昭和55年8月頃、A市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料については、妻が自宅に集金に来ていた銀行員に夫婦二人分を納付したはずであるとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿（台帳管理簿）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年5月17日（同年8月2日進達）に同市に払い出されており、この国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入手続状況から、申立人の加入手続は、同年7月頃に行われたものとみられ、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って55年8月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、申立期間のうち、同年8月から57年3月までの期間は時効期間（2年）を過ぎており保険料を納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間は過年度納付することが可能であったものの、申立期間の保険料を納付していたとする妻

は、遡って保険料を納付していた記憶は無く、現年度納付していたとして確定申告書（控）（以下「申告書」という。）を提出している。申立人から提出された55年から58年までの申告書を見ると、55年の申告書の社会保険料控除欄には計14万6,795円（社会保険11万775円、国保3万6,020円）と記載されており、国民年金保険料額については検証できない。56年から58年までの申告書の社会保険料控除欄には国民年金として一人分とみられる保険料額の記載があるものの、国民年金保険料は配偶者にも納付義務があり、生計を一にしていた者が確定申告することも可能であり、納付済みとされている妻の国民年金保険料の納付金額を記載していたとも考えられる。

さらに、申立人から提出された昭和59年の申告書の社会保険料控除欄には12万2,600円が記載されており、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者記録の納付記録を見ると、同年4月から同年7月までの保険料が同年7月31日に納付され、以後2か月ごとの保険料が同年9月26日、同年11月30日、60年1月31日及び同年4月24日に納付されていることが確認できる。妻の納付記録を見ると、昭和55年度から平成2年度まで毎年度保険料を前納していることから、昭和59年度の納付方法は夫婦で相違しており、申立人の59年4月から同年11月までの保険料と妻が前納した保険料を合計すると12万2,600円となり、これは申告書の記載金額と一致し、同年の申告書からは、申立期間のうち、同年1月から3月までの保険料が納付されていた形跡を見いだすことはできない。申立人の事業所で経理を担当していた妻は、納付した保険料を自身で年末調整したとするものの、55年から57年までの源泉徴収簿に計上していないとしている上、申立人の加入手続前については、一人分とみられる保険料が記載された申告書しか無く、申立人から提出されたこれらの申告書からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたとまで推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（提出された申告書以外の家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年3月まで
② 平成4年11月から5年3月まで

私が20歳になった時、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。当時は大学生だったので、申立期間①の保険料は母親が銀行で納付してくれていた。その後、友達から学生の保険料免除の話を知ったので、平成4年11月頃に母親が申立期間②の申請免除手続を行ってくれた。しかし、5年4月か同年5月頃に同区役所か社会保険事務所（当時）か定かでないが、申立期間②の申請免除手続の書類に不備があるとの理由で呼び出され、私自身で再手続を行い、併せて平成5年度の申請免除手続を行った。その際に、これで問題が無いかどうか確認をしたところ、担当者から「20歳からの記録は問題無し。」との返事だったので資料をプリントアウトしてもらわなかったが安心してた。申立期間①の保険料を納付してくれていた母親や父親には未納が無いにもかかわらず、私だけが未納とされている上、申立期間②が申請免除期間とされていないことも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間①に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、既に死亡していることから、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、平成4年5月から同年6月頃までの間に国民年金加入手続が行われたとみら

れ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って3年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたとみられる。この加入手続時期を基準とすると申立期間①の保険料は、過年度納付することは可能であったが、申立人は母親から申立期間の保険料を「今月（誕生月）から納付しておく。」と言われたとしており、遡って納付したことは聞いていないとしていることから、母親が申立期間①の保険料を過年度納付したとまでは推認し難い。

さらに、申立期間②については、申立人は平成5年4月か同年5月頃にB区役所か社会保険事務所から申請免除手続に不備があるという理由で呼び出され、申立人自身で申立期間②の再手続を行ったとしているところ、オンライン記録によれば、免除申請手続を行った形跡は無く、A市の保管する申立人に係る収滞納リストの記録においても申立期間②は未納とされ、同年4月から申請免除期間とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無い。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたこと及び申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこと及び申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が同年11月から5年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年9月まで

私は国民年金に未加入だったため、平成元年か2年頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から「未加入分を2年まで遡って保険料を納付できるので大丈夫、今から納付すれば未納は無い。」と言われ、未納分の納付書と年金手帳を受け取った。保険料は古い年月の納付書から2、3回に分けて同区役所の窓口で納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年か2年頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同区役所で加入手続の際に受け取った納付書により2、3回に分けて同区役所の窓口で5万円から8万円ぐらいを納付したとしているところ、同区役所窓口では過年度保険料の収納を行っていないとしている上、保険料の納付時期、納付対象期間及び納付金額についても覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月21日に払い出されており、その国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から2年12月頃に国民年金の加入手続が行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って昭和63年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効（納付期限から2年を経過している。）

により保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の納付記録は、昭和63年10月から国民年金保険料が納付済みとされており、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年10月から平成2年3月までについては過年度納付されていることが確認できることから、前述の加入手続時期(同年12月頃)を基準とすると、この加入手続において納付することが可能な昭和63年10月から平成2年3月までの期間の納付書が交付され、申立人はこの納付書により過年度保険料(14万2,200円)を納付したものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から同年9月まで
会社を退職後、A市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は同市役所の窓口で10万円以上を一括納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、A市役所で国民年金加入手続を行い、保険料は同市役所の窓口で10万円以上を一括納付したとしているものの、申立期間の国民年金加入手続時期及び国民年金保険料の納付時期の記憶は無い上、申立期間の保険料は合計7万9,800円であり申立人が納付したとする金額と相違することから、申立人の申立期間の加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格は、申立人が厚生年金被保険者資格を取得した平成7年1月2日に喪失し、当該厚生年金被保険者資格を喪失した11年4月20日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、申立人に対して、第1号・第3号被保険者取得勸奨状が同年6月に送付されている。その後、申立人は同年10月1日に厚生年金被保険者資格を再取得したとされたため、申立人に対して、申立期間に係る未加入期間国年適用勸奨状が12年2月に送付され、13年2月20日には「勸奨関連対象者一覧」がA市に送付されたことが確認できることから、社会保険事務所(当時)から申立人に対して申立期間に係る国民年金の第1号被保険者への再取得手続の勸奨が行われたものとみられる。申立人が申立期間当時住んでいたとする同市においても申立人が申立期間当時国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録は存在しない。このため、申立人は、申立期間については、

国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年4月まで

結婚(昭和60年2月)後で子供が生まれる(63年*月)前だったと思うが、国民年金の加入手続きを行い、手続き以前の未納保険料の納付を区役所で勧奨されたため、後日、妻が二人分の国民年金保険料として約35万円をA市B区役所の窓口で一括納付した。その後の保険料は口座振替で納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚(昭和60年2月)後で子供が生まれる(63年*月)前だったと思うが、国民年金の加入手続きを行い、手続き以前の未納保険料の納付を区役所で勧奨されたため、後日、妻が二人分の保険料として約35万円をA市B区役所の窓口で一括納付したとしているものの、国民年金加入手続き時期及び国民年金保険料の納付時期の記憶は無く、加入手続き及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月8日にA市B区に連番で払い出され、社会保険事務所(当時)への進達日はどちらも同年5月29日とされており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。同市の申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿を見ると、それぞれの受付記録欄に「受付年月日 3. 4. 8 受付書類名 取得」、資格取得欄に「年 月 日 58 4 1 種別 1 事由 モレシヤ」の記載が確認できることから、申立人及びその妻の国民年金加入手続きは、3年4月頃に初めて行われたものとみられ、その手続きの際に資格取得日を遡って昭

和 58 年 4 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。その手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年 4 月から 63 年 12 月までの期間については、時効期間（2 年）を過ぎており保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として約 35 万円を一括納付し、その後の保険料は口座振替で納付したとしているところ、オンライン記録によれば、申立人及びその妻に対して社会保険事務所から過年度納付書が平成 3 年 6 月 3 日に作成・送付されたこと、申立人及びその妻は、同年 6 月 25 日に元年 5 月から 3 年 3 月までの保険料（合計額は 37 万 7,600 円となる。）を遡って収納されたこと、及び申立人は、加入手続後の同年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 6 月 11 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料を同年 7 月 23 日に収納されたことが確認できる。A 市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）を見ると、申立人及びその妻共に口座振替受付日は同年 6 月 10 日、振替開始日は同年 8 月とされ、口座名義人・口座番号は申立人のものとされており、納付記録では、申立人及びその妻の保険料は、それぞれ、同年 10 月及び同年 8 月以後から口座振替により納付されているものとみられる。申立人は、社会保険事務所から過年度納付書が送付された頃に同市で現年度納付し、その後、口座振替で保険料を納付していることから、申立人が納付したと主張する保険料は、元年 5 月から 3 年 3 月までの期間に係る保険料であったものとみられ、当該期間の保険料納付時点で、申立期間のうち、元年 1 月から同年 4 月までの期間については、時効期間（2 年）を過ぎており、申立人は保険料を納付できなかったものとみられる。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、前述のとおり、申立人及びその妻共に、平成元年 5 月から 3 年 3 月までの期間は過年度納付済み、元年 4 月は「－（未納）」とされていることが確認でき、同年 3 月以前の納付記録は見当たらず、オンライン記録との齟齬^{そご}は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年7月まで

母親が国民年金保険料を納付していた記憶があるというので、申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続及び保険料納付状況については高齢のため全く覚えていないとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月30日にA市に払い出されており、任意加入被保険者として同年7月3日に資格取得している。それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はその頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票を見ると、昭和60年6月までは国民年金の無資格者、同年7月から61年3月までは納付済み、昭和61年度以降は第3号被保険者とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年4月まで

私は、婚姻前にA町で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、夫の預金口座から口座振替で納付していた。国民年金の加入手続時期や保険料の納付状況については覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前にA町で国民年金の加入手続を行い、保険料は、夫の預金口座から口座振替で納付していたとしているものの、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、平成3年5月頃にA町で行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って2年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年9月から3年3月までの保険料は過年度納付及び同年4月の保険料は現年度納付することは可能であったものの、申立人は、口座振替以外に保険料を納付した覚えは無いとしていること、及び遡って保険料を納付した覚えも無いとしていることから、前述の加入手続の際に併せて口座振替の手続も行い、加入手続時である同年5月の保険料から口座振替による保険料納付が開始されたものと推認される。

さらに、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期

間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から60年10月まで

会社退職(昭和55年10月)後、自営業を始め、知人の勧めで国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、従業員が56年1月から毎月銀行に行き振り込んでいた覚えがある。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和55年10月)後、自営業を始め、知人の勧めで国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、従業員が56年1月から毎月銀行に行き振り込んでいた覚えがあるとしているところ、加入手続場所、加入手続時期及び申立期間の保険料の納付金額については覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月7日にA市B区に払い出され、任意加入被保険者として同年11月22日に資格取得しており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年11月22日とみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容及び同市の国民年金被保険者名簿とも符合する。申立人は、55年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あることから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から申立期間を遡って資格取得することはできない。このため、この任意加入被保険者資格

取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から同年11月まで

申立期間の給与は月給26万円であり、標準報酬月額が異なっている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間当時の資料は全て処分したため、申立人の給与支給額及び保険料控除額については不明である。しかし、申立人を雇用した当時、入社から3か月間は試用期間であり、試用期間は月給ではなく日給か時間給であったので、申立人が主張する26万円の給与支給額は考え難い。申立人よりだいぶ年上で勤務期間も長く、危険物取扱者の資格を有する従業員でも30万円ぐらいの給与支給額だったと思う。」と回答している。

また、申立期間にA社の厚生年金被保険者記録がある複数の同僚は、「当時の給与明細書は保管していないが、申立期間の標準報酬月額の記録に間違いはない。」と回答しているところ、当該複数の同僚について、同社の平成17年及び18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月16日から同年10月16日まで

私は、平成16年9月16日までA社の派遣社員としてB社に勤務した後、同年9月16日からは同社の正社員として勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社によると、同社の給与支払方法は、毎月15日締め当月28日払いであるところ、申立人から提出された銀行の取引明細書により、平成16年10月28日に同社からの給与振込が確認できることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該取引明細書に記載された給与振込額のみでは、申立期間に係る厚生年金保険料控除の有無が確認できないところ、申立人から提出された平成16年分源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、A社における平成16年1月から同年9月までの給与及びB社における同年11月及び同年12月の給与に係る保険料控除額の合計と符合することから、申立期間の給与からは、保険料控除が無かったものと考えられる。

また、B社は、「申立人は、申立期間において当社に勤務していたと思われるが、当社が保管する雇用契約書には平成16年10月16日入社と記載されていることから、当該期間はパート扱いであったものと思われる。また、当時のパートは、社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得日及び人事記録の入社日並びに雇用保険の資格取得日は、いずれも平成16年10月16日と記録されており、オンライン記録の資格取得日

と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7068

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月頃から同年11月1日まで
② 昭和24年9月5日から同年11月21日まで

私は、昭和22年の初め頃から24年11月頃までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同事業所に勤務していたことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は、申立期間①後の昭和22年11月5日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（適用年月日の記載無し。）によると、同年10月10日に被保険者資格を取得している者が確認できることから、同事業所は、当該期間のうち、少なくとも同日以降の期間において適用事業所であったことがうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間①及び②当時の資料は無く、何も分からない。」と回答している上、当該期間当時の事業主は、既に他界しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が記憶する同僚及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から住所の判明した同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る勤務実態及び当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言は得られなかった。

さらに、申立人は、「私は、母が他界した昭和22年にA事業所に入社し

た。」と主張しているが、戸籍謄本によると、申立人の母は昭和23年*月に死亡していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月から34年9月まで

私は、昭和31年9月から34年9月までA事業所で勤務した。同事業所の事業主に厚生年金保険に加入する旨の話を聞いた記憶がある。

しかし、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、A事業所における被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、期間は明らかではないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、31年9月から32年5月1日までの期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、A事業所が適用事業所であった昭和32年5月1日から34年9月までの期間についても、申立人が名前を記憶する同僚の中には、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者もいることから、当時の同事業所には、厚生年金保険の被保険者資格を取得しない雇用形態の従業員がいたことがうかがえる。

さらに、A事業所は、昭和35年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時に事務手続を行っていたとする当該事業主も、既に他界していることから、申立人の勤務した期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月1日まで

私は、平成8年4月1日にA社に入社し、10年3月15日まで勤務していた。入社から約2か月後に、関連会社であるB社の社会保険事務担当者から厚生年金保険の手続を失念しており、会社側の手続ミスなので、8年4月1日から同年5月31日までの2か月分の厚生年金保険料は会社で負担するとの説明があった。しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、この期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び同社の社会保険事務を行っていた関連会社のB社の経理担当者の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成8年6月1日に資格取得していることが確認できるところ、当該資格取得日は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされているところ、申立人は、「申立期間の厚生年金保険料は、給与から控除されていなかった。当時の事務担当者から被保険者資格の取得手続を失念していたと聞いた。」と証言している。

さらに、A社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控、雇用契約書、給与明細の控などの資料を探したが、既に廃棄処分されており、

申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立期間当時、A社によって申立人の被保険者資格取得日が遡って訂正された事情は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月22日から同年10月21日まで

私は、A社を昭和44年9月20日頃に退職、翌々日の同年9月22日からB社C支店に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、B社の同僚に誘われて昭和44年9月20日頃にA社を退職し、同年9月22日にB社に転職した。」と主張しており、この事実関係の説明は、具体性があり信憑^{びよう}性が認められることから、申立人は、申立期間にB社C支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、複数の同僚が「B社では入社から1か月間の試用期間があった。入社後1、2か月してから厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」旨証言していることから、申立期間当時のB社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会しても、「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年9月21日まで

A社には昭和13年4月に入社し、18年9月に徴用でB社に行くまで勤務していた。年金の制度ができた17年6月から同社に行くまでの期間の記録が無い。証明できるものは残っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、「当時の資料が現存せず、当時のことを知る者もないので、申立人については不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態等について確認できない。

また、当初、昭和17年1月に制定された労働者年金保険法では、男子筋肉労働者が年金制度の加入対象とされており、その後、19年10月の厚生年金保険法への改正に伴い、加入対象が事務職員を含む男女労働者まで拡大されているが、申立人は、当時の自らの職務内容について現場の事務所で事務を行っていたと証言していることから、工場内で働く男子筋肉労働者には該当せず、申立期間において厚生年金保険の加入対象ではなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚（同じ事務所の先輩）は、厚生年金保険の制度が開始された昭和19年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から33年11月まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。明細等は残っていないが、健康保険に加入していた記憶もある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿により、申立人は、申立期間のうち、昭和28年7月28日以降の期間において代表取締役として同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、「A社における社会保険に関する事務は、別の担当者が行っていた。」と証言しているところ、当該担当者は、既に死亡している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を記憶している従業員は、申立人と同様にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該同僚とは連絡が取れないため、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から33年3月まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶している旨証言していることから、期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、29年7月から30年6月30日までの期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、複数の同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していると証言していることから、A社では申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと考えられる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に亡くなっているため、申立人の勤務した期間及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号*番（昭和30年7月1日資格取得）から*番（36年6月1日資格取得）までに欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。